

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 中国の統計公表 IMF の SDDS 基準を採用
- IMF 2015 年の中国成長率予想 6.8%に据え置き

【産 業】

- 国慶節連休中の売上 前年比 11%増

【金融・為替】

- 上半期の国際収支 1,486 億米ドルの経常黒字
- 8 月の人民元決済通貨シェア 世界第 4 位に上昇

■ RMB REVIEW

- 元安圧力はひとまず後退 レンジ相場が続こう

■ EXPERT VIEW

- 部品の製造委託取引と印紙税



本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆中国の統計公表 IMF の SDDS 基準を採用

中国人民銀行は 8 日、中国の統計公表制度に国際通貨基金 (IMF) の特別データ公表基準 (SDDS) を採用することを発表した。

IMF は統計公表の基準として、主に途上国を中心に一般データ公表システム (GDDS) を提供する一方、データの質において高い基準を満たしている国々に対し、特別データ公表基準 (SDDS) を提供しており、SDDS には日本を含め 70 余りの国・地域が加入している。GDDS に比べ、SDDS はデータの対象範囲、定期性、公表時期、信頼性、質、公衆によるアクセスにおいてより厳しい基準が適用されており、一旦 SDDS に加入すると遵守の義務を負う。

中国政府は、2002 年から GDDS に基づき統計公表制度の改善を行ってきたが、統計データの透明性、信頼性の向上のため、2015 年 7 月以降は SDDS 基準に従い、中国人民銀行と国家外貨管理局より政府備蓄資産、国家統計局より四半期毎の GDP、財政部より四半期毎の中央政府債務等の統計が新たに発表され、段階的に SDDS への移行を進めてきた。

なお、SDDS 基準への加入は、人民元が IMF の特別引出し権 (SDR) の構成通貨に採用されるための前提条件でもあるため、今回の発表により、人民元の SDR 入り実現に向けて一歩前進したと見られている。なお、IMF は人民元組み入れの是非について年内に決定するとしており、11 月開催の理事会で判断される予定。

◆IMF 2015 年の中国成長率予想 6.8%に据え置き

IMF は 6 日、「世界経済見通し」を発表し、2015、2016 年の中国の GDP 成長率予想を前回 7 月と同じ 6.8%、6.3%に据え置いた。

最近の金融市場における混乱が一先ず収束に向い、株価の急落による家計への影響は限定的とし、構造改革の推進や原油、コモディティの価格下落等による民間消費の拡大が景気の下支えとなるとの見方を示した。

一方、中国の景気減速とそれに伴うコモディティ価格の下落を背景に、新興国の成長が想定以上に鈍化すると見方も示し、世界経済の成長率については、2015 年が 3.1% (前回 3.3%)、2016 年が 3.6% (前回 3.8%) と、前回 7 月の予想から引き下げた。

【産業】

◆国慶節連休中の売上 前年比 11%増

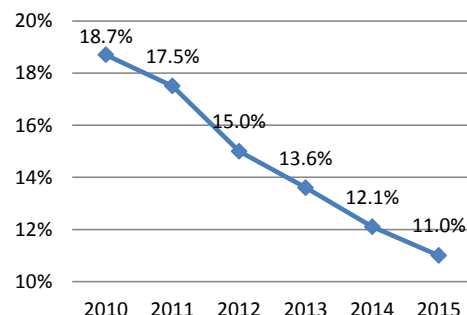
商務部は 8 日、今年の国慶節連休中 (10 月 1 日～7 日) の全国小売・飲食店の売上高が前年比+11.0%の 1 兆 820 億元だったと発表した。1999 年の大型連休の実施開始以来、初めて 1 兆元を超えた。一方、伸び率は 2011 年以降 5 年連続で鈍化している。

今年の消費の特徴を見ると、小売業、飲食業で、インターネットを活用したオンラインとオフラインをつなぐ (O2O) 販促が盛んであったとしている。

秋・冬物衣料品、宝飾品、家電製品の売れ行きが芳ばしかった他、第 4 世代通信サービスの普及に伴い 4G 関連の通信機器も好調だった。また、補助金制度や税金減免等新たな優遇策などを受け、新エネルギー車、排気量 1.6L 以下の小型車の販売も活発だった。リーズナブルな値段を提供する大衆飲食店、特色のあるご当地グルメにも人気があったという。

なお、別途国家旅行局が発表したデータによると、国慶節連休中に中国各地を訪れた観光客は、前年比+10.7%の延べ 5 億 2,600 万人、旅行関連の売上高は前年比+17.9%の 4,213 億元に上った。

＜国慶節連休中の小売・飲食店の売上高の伸び率＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

【金融・為替】

◆上半期の国際収支 1,486 億米ドルの経常黒字

国家外貨管理局は 9 月 30 日、「2015 年上半期中国国際収支報告」を発表した。1-6 月の経常収支は 1,486 億米ドルの黒字で、黒字幅は前年同期比 85%拡大。うち、貨物貿易は 2,566 億米ドルの黒字で、黒字幅は同 73%拡大。一方、サービス貿易は 945 億米ドルの赤字で、赤字幅は同 53%拡大した。同局は、サービス貿易の赤字拡大は旅行収支の赤字が前年同期比で 103%拡大したためと見ている。

また、資本・金融収支について、1-3 月は 981 億米ドル、4-6 月は 275 億米ドルの純流出となり、1-6 月の赤字額は 1,256 億米ドルとなった。人民元相場の見通しの変化等から居住者が対外資産を増やす一方、対外債務を減らしていると指摘している。

外貨準備高は、1-6 月では 666 億米ドル減少し、6 月末の外貨準備残高は 3 兆 6,938 億米ドルとなった。

同局は本年下半期の展望について、経常収支は黒字、資本・金融収支は赤字の状況が続く、国際収支の均衡化が進むものと予測。今後の外貨管理方針については、資本項目の自由兌換推進、クロスボーダー資金移動のモニタリング・分析の強化、違法行為の厳格な取締り、外貨準備運用管理の強化等を挙げた。

◆8 月の人民元決済通貨シェア 世界第 4 位に上昇

国際銀行間通信協会 (SWIFT) の 6 日の発表によると、2015 年 8 月の世界通貨取引ランキングで、人民元は初の世界第 4 位となり、取引シェアが 2.79%と日本円の 2.76%をわずかに上回った。順位は 2012 年 8 月の 12 位から 4 位に、取引シェアは 0.84%から 2.79%に上昇している。

また、2015 年 8 月時点で、アジア太平洋地域と中国本土・香港との間の決済に使用される通貨の中で、人民元は香港ドルを抜いて前年同月の第 2 位からトップに上がった。

中国本土・香港と人民元決済を行っている銀行は 1,134 行に上り、中国本土・香港と決済を行う銀行全体に占める割合は 36%。世界の L/C 決済における使用通貨の中で、人民元は米ドルに次ぐ第 2 位となり、シェアは米ドルの 80.1%に対し、9.1%を占めた。8 月時点で全世界における月間の人民元両替件数は 100 万件を超え、人民元両替額は前年同月に比べて 50%増加した。

なお、SWIFT は、今年は人民元が日常ビジネスにおける決済通貨となった画期的な年であり、香港以外のオフショアクリアリングセンターの発展も、人民元決済増加の重要な役割を担っているとしている。

＜通貨別取引シェアランキング＞

通貨名	上段：順位 / 下段：取引シェア									
	2013年	2014年	2015年							
	1月	1月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
USD (米ドル)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	33.48%	38.75%	43.41%	43.09%	44.64%	45.14%	44.96%	45.01%	43.57%	44.82%
EUR (ユーロ)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	40.17%	33.51%	28.75%	28.95%	27.21%	27.36%	27.96%	27.90%	28.46%	27.20%
GBP (イギリスポンド)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	8.55%	9.38%	8.24%	8.57%	8.49%	7.96%	7.93%	7.99%	8.68%	8.45%
CNY (人民元)	13	7	5	7	5	5	5	5	5	4
	0.63%	1.39%	2.06%	1.81%	2.03%	2.07%	2.18%	2.09%	2.34%	2.79%
JPY (日本円)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5
	2.56%	2.49%	2.79%	2.75%	3.07%	2.73%	2.60%	2.85%	2.88%	2.76%
CAD (カナダドル)	7	5	6	6	6	6	6	6	6	6
	1.80%	1.80%	1.91%	1.82%	1.93%	1.90%	1.88%	1.94%	1.85%	1.79%
AUD (オーストラリアドル)	5	6	8	8	7	7	7	7	7	7
	1.85%	1.75%	1.74%	1.80%	1.88%	1.77%	1.69%	1.52%	1.59%	1.60%
CHF (スイスフラン)	6	8	7	5	8	8	8	8	9	8
	1.83%	1.38%	1.91%	1.85%	1.64%	1.49%	1.45%	1.50%	1.51%	1.55%
HKD (香港ドル)	9	9	9	9	9	9	9	9	8	9
	1.02%	1.09%	1.28%	1.08%	1.17%	1.48%	1.42%	1.49%	1.57%	1.41%
THB (タイ・バーツ)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	0.97%	0.98%	0.98%	1.08%	1.04%	1.02%	1.04%	0.90%	0.90%	1.04%

(出所) SWIFT の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

RMB REVIEW

◆元安圧力はひとまず後退 レンジ相場が続こう

国慶節明けとなる8日、オンショア人民元は6.35台半ばで寄り付いた。対ドル基準値が約2ヶ月ぶり元高水準に設定される中、オンショア人民元は底堅く推移。堅調な中国株式相場もサポート材料となり、高値となる6.34台後半を記録した。一方、オフショア人民元は6.35台半ばで寄り付いた後、週初に安値6.36台前半を記録したが、国慶節でオンショア市場が休場となる中、レンジ内での膠着商状が継続した。しかし、7日に発表された中国の外貨準備高が、市場予想を下回る減少幅に留まると、徐々に元買いが活発化。高値となる6.33台半ばまで上昇した後、6.34台前半まで小反落している。

元の先安観が足許で後退している。8月の切り下げ以降、資本流出懸念を背景に元安圧力が強まっていたが、中国人民銀行(以下PBOC)による先物取引規制(人民元売り先物取引に対するリスク準備金賦課)、銀聯カード規制(海外で現金を引き出す際の限度額規制)、オンショアおよびオフショア市場での元買い介入観測、習近平国家主席による「輸出挺入れの為の人民元切り下げはしない」「通貨安競争に中国は反対」との発言などが材料視されると、元の先安観が後退。一時1000ポイント超乖離していたオンショアとオフショアの人民元価格差は、足許で概ね一致する水準まで回帰している。加えて、先月末は、排気量が1.6リッター以下の乗用車購入時の車両購入税優遇措置や、住宅購入時(1軒目)の頭金比率の引き下げ措置など、消費拡大を企図した施策も発表されている。市場で燦る過度な景気悲観論を一掃し、元の先安観を後退させる狙いもあるのだろう。実際、9月の外貨準備高は予想を下回る減少幅に留まり、資本流出懸念は幾分和らいでいる。但し、10/19に発表される第3四半期GDPを前に、中国経済に対する悲観論が改めて台頭する可能性も低くない。もともと、今月は中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議(五中全会)が予定されていることから、更なる景気下支え策、規制緩和策等が打ち出される期待感も根強い。その為、当面は様子見姿勢が続くと見られ、人民元相場はオンショア、オフショア共に、狭いレンジ内で安定的に推移しよう。

(10月9日作成)グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.10.08	6.3508	6.3496~ 6.3537	6.3537	-0.0034	5.3047	0.0121	0.81974	-0.0003	7.1754	0.0356	1.9500	3293.20	95.26
2015.10.09	6.3510	6.3441~ 6.3520	6.3453	-0.0084	5.2805	-0.0242	0.81871	-0.0010	7.1872	0.0118	2.4900	3334.42	41.22

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

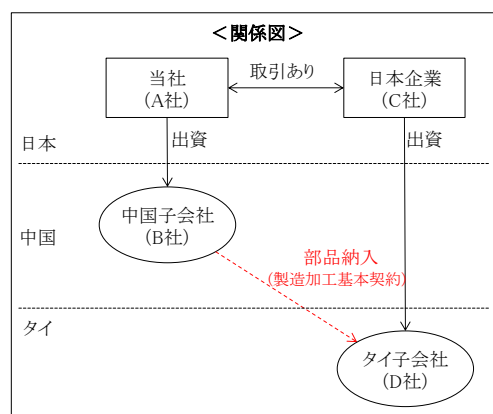
部品の製造委託取引と印紙税

中国の子会社等においては、日常的に製品の売買取引が生じます。現在では、個々の売買契約等について、文書で個々の契約を締結しないで、電子メールのやり取りや、電子データ交換により受発注確認がなされることも多く、印紙の貼付については、課税「文書」なければ課税なし、との理解によりその貼付を失念してしまうこともあります。本稿では、中国の印紙税について、検討したいと思います。

Q: 当社(A社)は、中国に子会社B社を設立・運営しています。B社は、日本で当社と取引関係にあるC社のタイ子会社D社向けに、C社が仕様確認をした各種部品を納入しています。

この度、当社及び当社主要子会社の税務処理状況の社内監査を実施したのですが、B社が監査業務を委託した中国の税理士から、上記のD社に対する部品取引について、契約金額の0.05%の印紙税が未納付である旨の指摘を受けました。

B社とD社との取引は、D社が提供した基本契約ひな形により、準拠法を日本国の法律とする製造加工基本契約を締結した上で、電子メールにより、D社の生産見込み通知、最終生産指示書による生産、販売及び加工代金決済をしています。上記の基本契約には、具体的な取引金額は規定されていませんし、事後の個別の受発注でも書面による契約は締結されておらず、印紙を貼付する文書が作成されないのが実情です。このような取引方式でも、B社は印紙税を納付する必要があるのでしょうか？



A: 本ケースで、本基本契約には、各契約当事者であるB社及びD社がその保有する契約に5元の印紙を貼付し、かつ、個別契約が成立するごとに合意した金額について、各契約当事者が5/10000の割合で印紙を追加貼付する必要があります。印紙税の税金徴収可能期間は、他の税金と同様に、①過失による未納付又は納付不足:原則3年、特別な事情がある場合には5年、②故意による未納付又は納付不足:上記制限なしとなりますので、本ケースでは、B社は、将来については勿論、少なくとも過去3年間のD社との間の部品取引について、その契約金額の0.05%の金額の印紙を締結済みの製造加工基本契約に追加貼付しておくべきである、というのが法の要求と考えることができます。なお、印紙税の納税義務者がこれを納付しなかった場合には、未貼付印紙の追加貼付のほか、印紙税額の20倍以下の罰金(条例13条1号)が科されます。また、理論的には、「税収徴収法」32条の税金滞納日から滞納税額の5/10000/日の滞納金も科することができますので、この点にも、留意を要します。

1. 課税文書の一般的要件

- (1)「印紙税暫定施行条例実施細則」(以下「細則」といいます。)2条は、課税文書の要件として「印紙税暫定施行条例」(以下「条例」といいます。)1条に定める「中国国内で締結された」という要件の解釈を定めています。即ち、中国国内で締結されたか、中国国外で締結されたかを問わず、中国国内で法的効力を有し、中国の法律の保護を受ける文書が課税文書とされています。
- (2)「中国国内で法的効力を有する」についても課税要件として、これをどのように解釈すべきかが問題となりますが、一般的に印紙税の課税根拠が課税文書が各種の経済的取引の証憑であって課税国に係る担税力の間接的な表れであることにかんがみると、基本的には、文書が中国の法領域にかかわり、中国国内で履行されることが予定されるものである以上、例えば、涉外契約当事者がその準拠法の

CHINA WEEKLY

指定合意により中国法の適用を排除したとしても、課税を排除することはできないと考えるのが合理的です。

- (3) 本契約は、B社とタイ国所在のD社との間のいわゆる渉外契約であり、その準拠法として日本法が選択されているものの、B社が中国企業であってその契約履行も中国の法領域でなされることから考えると、上記の「中国国内で締結された」という課税要件を満たすと考えるのが合理的です。

2. 基本契約の性質

B社とD社との間で締結された製造加工基本契約(以下「本基本契約」といいます。)は、製造委託・製造物売買を中核とする取引について、個別契約に共通に適用される基本契約としての性質を有します。中国の印紙税の課税文書には、「売買契約」及び「加工請負契約」が含まれますので、本基本契約に基づき締結される個別契約の性質により、課税文書として「売買契約」又は「加工請負契約」のいずれの分類に属するか?の検討を要します。取引目的物が、結果としてD社の指定仕様にに基づきB社により製造され、(その全量)D社に供給されること等を考えると、課税文書としては、「加工請負契約」としての性質を有すると考えることもできそうです。上記分類が今回のご質問の本旨ではないので、本基本契約が「加工請負契約」の基本契約に該当することを前提に、以下検討を進めます。

3. 基本契約に対する印紙税課税

- (1) 条例及び細則中には、日本におけるような「継続的取引の基本となる契約書」といった課税文書に関する課税規定がありません。「加工請負契約」に対する印紙税課税は、契約各当事者双方に対し、契約金額の0.05%とされているため、本基本契約のように、具体的な契約金額の規定がない基本契約に対する課税の有無及びその場合の税額が問題となります。

- (2) この点、「国家税務局の印紙税の若干の問題に関する規定」([88]国税地字第025号)4条は、次のように規定しています。

「4、いくつかの契約は締結時に課税金額を確定することができない。例えば、技術譲渡契約中の譲渡収入が販売収入の一定の比率に従い取得され、又は実現された利益の構成に従う場合、財産賃貸借契約が月(日)の賃料標準のみ規定され、また、賃貸借期間がない場合、これらの契約については、締結時に定額で五元の印紙を貼付し、以後決済時に実際の金額に従い再度税額を計算し、印紙を追加貼付する。」

- (3) 上記で引用される各契約は、いわゆる対立する給付についての合意は成立し、その金額が確定できない場合の例であって、いわゆる基本契約のように具体的な対立給付の合意の成立が個別契約により形成される契約について、上記の行政解釈規範に基づき、5元の印紙税課税がなされるかどうかについては、明確な行政解釈等が示されていません。この点、①基本契約は、対立する給付についての合意(物品、代金、納期その他の給付を特定する契約要素についての合意)が形成されていないのが原則であり、租税法律主義の原則(特に課税要件明確主義の要請)からすると、日本におけるような「継続的取引の基本となる契約書」といった課税文書に関する課税規定がなければ適法な課税と云えないのではないかと。また、②上記の[88]国税地字第025号4条はこの観点から技術譲渡契約や財産賃貸借契約を例示し、対立する給付についての合意は成立している場合にその金額を確定することができない場合の処理を定めたものではないかと。とも思えるものの、中国の課税実務においては、「課税文書」として扱われています。

4. 個別契約に対する課税関係

前記のように、本基本契約が金額を確定することができない「加工請負契約」として課税文書となるとすると、個別契約は、[88]国税地字第025号4条に従い「以後決済時に実際の金額に従い再度税額を計算し、印紙を追加貼付する。」ための課税要素となると考えるのが合理的であると思われます。即ち、個別契約が契約の方式、注文書の発行⇒承諾の方式、口頭(電話)による合意の方式、注文・承諾のデータ送信等の各種の方式で成立すれば、その方式は問題とすることなく、当初の基本契約の実際の金額を確定する

CHINA WEEKLY

課税要素として、印紙税が課税されると考えるのが合理的です。

なお、課税文書は、「契約又は契約の性質を有する証憑」(条例2条1号)と規定され、更に、「契約の性質を有する証憑」とは、「契約の効力を有する合意、契約、伝票、確認書その他の各種の証憑」(細則4条2項)と規定されています。印紙税は、証憑を課税要素とするので、契約が口頭でなされた場合には、課税要素を欠くのですが、中国では、伝票(発注書、受注書等の「契約の性質を有する証憑」)や、同様の要素を電子データ交換、e-mail等で合意した場合も「契約の性質を有する証憑」と解釈して課税文書としています(財税[2006]162号)。

5. 外国企業に対する課税

印紙税については、前記のように外国企業も課税主体となり、かつ、印紙税は自己申告納税を要する税で、また、他の契約当事者(中国国内企業)が外国企業の税額を源泉徴収納付する義務を負うものでもないので、実際に、中国政府が印紙税を外国企業に課税・納付させる手段は極めて限られているといえます。他の契約当事者(中国国内企業)を通じて納税を促す、又は外国企業が課税文書を中国国内で使用・利用する機会に課税する等の対応が文献上は紹介されているものの、実務的には現実的なものとは思われません。

6. 印紙未貼付の罰則及び時効(正確には税務機関の税金徴収可能期間)

- (1) 印紙税の納税義務者がこれを納付しなかった場合には、未貼付印紙の追加貼付のほか、印紙税額の20倍以下の罰金(条例13条1号)が科されます。また、理論的には、「税收徴収法」32条の税金滞納日から滞納税額の5/10000/日の滞納金を上記罰金とともに科することができます。
- (2) 他の税金と同様に、「税收徴収法」52条2項、3項により、① 過失による未納付又は納付不足:原則3年、特別な事情がある場合には5年、② 故意による未納付又は納付不足:上記制限なし(要するに法的には無期限)が税務機関の税金徴収可能期間となります。

7. 結論

本ケースで、本基本契約には、各契約当事者であるB社及びD社がその保有する契約に5元の印紙を貼付し、かつ、個別契約が成立するごとに合意した金額について、各契約当事者が5/10000の割合で印紙を追加貼付する必要がある、ということになります。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤義文
外国法研究員 張 欣

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2015年11月14日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>